

# 令和2年度 就学援助制度のお知らせ

小田原市教育指導課

小田原市では、お子様の就学に必要な経費の負担が大きい方へ、学用品費や給食費などの援助を行っています。援助を受けるには毎年度申請が必要です。

なお新入学用品費の入学前支給を受けた方も、学用品費や給食費等の援助を受けるには新たに申請が必要です。

## 1 援助内容

■学用品費等 ■学校給食費 ■眼鏡購入費（別途申請が必要 3ページ6参照）  
個別の援助額は4ページをご覧ください。

## 2 対象者

小田原市立小中学校、県立中等教育学校、国立大学附属中学校に就学するお子様の保護者で、次の（1）～（3）のどれかに該当する方。

### （1）生活保護を利用している方

修学旅行費のみを支給します。該当者には直接申請書等を郵送します。

### （2）前年の世帯全体の合計所得が一定以下の方

| 世帯人数 | 世帯構成例                | 基準の目安 ※ |
|------|----------------------|---------|
| 2人   | 父（または母）・小学生1名        | 210万円前後 |
| 3人   | 父・母・小学生1名            | 270万円前後 |
| 4人   | 父・母・中学生1名、小学生1名      | 330万円前後 |
| 5人   | 父・母・中学生1名、小学生1名、幼児1名 | 350万円前後 |

※実際には世帯構成、世帯員の年齢等により異なります。

#### 合計所得の計算方法

課税証明書の「給与所得控除後の金額」から、＜社会保険料・生命保険料・地震保険料各控除＞を引いた額が**合計所得**となります。

### （3）前年度または今年度において、18歳以上のすべての方が次のどれかに当てはまる方

- ① 生活保護が停止または廃止された
- ② 市民税の非課税または減免の扱いを受けた（障がい者、寡婦等による非課税・減免）
- ③ 個人事業税の減免の扱いを受けた
- ④ 固定資産税の減免の扱いを受けた（新築減免は除く）
- ⑤ 国民年金の掛金の全額減免の扱いを受けた。
- ⑥ 国民健康保険の保険料の減免の扱いを受けた（保険料の軽減は除く）
- ⑦ 児童扶養手当が支給された（児童手当、ひとり親家庭等医療費助成ではありません）
- ⑧ 生活福祉資金の貸付を受けた
- ⑨ その他（主たる生計維持者の死亡など）

### 3 申請方法

#### (1) 申請書

別紙の「就学援助費交付申請書 兼 世帯票」に記入、押印しご提出ください。

記入方法は「記入例」をご覧ください。

学校納入金の未納対策として、申請者から学校長に就学援助費代理受領を委任していただいています。

委任いただくと、学校納入金の未納がある場合に限り、学校長口座へ援助費を振込み、学校が未納金へ充当します。代理受領を希望されない場合はお申し出ください。

#### (2) 添付書類

- ・ 1 ページ 2 (2) に該当する方で、18 歳以上の世帯員が 1 月 2 日以降に小田原市に転入した、小田原市外に住民登録されている等の場合は、令和 2 年度の課税証明書・非課税証明書<sup>※1</sup>を添付。
- ・ 1 ページ 2 (3) ③～⑧に該当する方は、証明書や通知書のコピーを添付。  
(例 児童扶養手当証書、国民年金免除通知ハガキ)
- ・ 県立中等教育学校、国立大附属中学校在籍の方は、生徒手帳の写しを添付。

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 様式十一号の二(第十六編関係) |             |
| 児童扶養手当証書        |             |
| 小田原市            |             |
| 有効期限            | 令和 年 月 日    |
| 証書番号            | _____       |
| 受給者番号           | _____       |
| 生年月日            | ____年 月 日   |
| 住所              | 小田原市 _____  |
| 手当月額            | _____円      |
| 支給対象児童数         | _____人      |
| 支給開始年月          | ____年 月     |
| 支給金額欄           | _____       |
| 令和 年 月 日        | 小田原市長 ○○ ○○ |

(例) 児童扶養手当証書  
ひとり親世帯に交付される薄緑色の証書です。  
福祉医療証・小児医療証ではありません。

※1  
課税証明書等は 6 月以降に発行可能です。  
まずは就学援助費交付申請書兼世帯票を提出し、後ほど課税証明書をご提出ください。

#### (3) 提出先

- ①市立小中学校 (小学校と中学校にお子様がいる場合は小学校)
- ②教育指導課窓口 (平日 8:30～17:15 受付 時間外受付不可)
  - ・ ①②どちらかに直接ご提出ください。(県立・国立学校は②のみ受付)
  - ・ 紛失防止のためお子様に預けたり、郵送での提出は認められません。

### 4 当初申請期間

**令和 2 年 4 月 6 日 (月) ～ 4 月 30 日 (木)**

令和 3 年 1 月末まで随時受け付けていますが、4 月に申請した場合のみ支給できる費目があります。早めのご提出をお願いします。

## 5 認定通知発送日・支給日

| 申請日         | 認定通知発送日 | 支給日 |      |     |
|-------------|---------|-----|------|-----|
|             |         | 7月末 | 11月末 | 3月末 |
| 4/6~6/15    | 7月下旬    | ○   | ○    | ○   |
| 6/16~10/31  | 11月中旬   |     | ○    | ○   |
| 11/1~翌年1/31 | 翌年3月中旬  |     |      | ○   |

- ・申請書にご記入いただいた銀行口座へ「オカワラシユウカケンゾウ」名で入金されます。
- ・振込通知書は発行しませんので、通帳等で入金をご確認ください。
- ・認定時期に認定通知書が届かない場合は、教育指導課へご連絡ください。

## 6 眼鏡購入費について

### (1) 対象者

就学援助認定者で、かつ学校で行う春の定期健康診断の結果、裸眼及び矯正視力の両眼ともに0.6以下(C・D)の児童・生徒。ただし眼鏡の作成(レンズ交換を含む)は、小・中学校在学中に各1回を限度とし、コンタクトレンズ等は対象外です。

### (2) 申請方法

就学援助の認定通知に同封する申込書に必要事項をご記入いただき、お子様が在籍する学校へご提出ください。後日、眼鏡購入券を発行いたします。

検 眼…市指定眼科医に保険証を持参して検眼  
眼鏡購入…市指定眼鏡店に「眼鏡購入券」「処方せん」を持参して眼鏡を購入

### (3) 注意点

- ・眼鏡購入券の有効期限は令和3年2月28日です。
- ・「眼鏡購入券」交付前、指定眼科医・指定店以外での検眼、購入は制度の対象外です。
- ・就学援助認定後に所定の手続きに基づき申請してください。
- ・検眼は小児医療費助成制度を優先的にご利用ください。

### (4) 援助額

- ・検 眼 料 被保険者一部負担金額を援助
- ・眼鏡購入費 現物給付(上限 税込 18,000円)

## 7 放課後児童クラブについて

就学援助の申請をされる方は、放課後児童クラブの保護者負担金の免除を合わせて申請できます。詳しくは「教育総務課」へお問い合わせください。

## 8 問い合わせ先

- ・就学援助制度について：教育指導課 Tel 0465-33-1682
- ・眼鏡購入費等について：学校安全課 Tel 0465-33-1691
- ・放課後児童クラブについて：教育総務課 Tel 0465-33-1731

## 9 就学援助費支給額一覧

国の基準により変更する場合があります。

| 援助費目   | 対象  | 支給期間等                   | 支給額（年額）  |                  | 支給月        |               |             |
|--|---|-------------------------|--|------------------|------------|---------------|-------------|
|  |   |                         | 小学生  | 中学生              | 7月末        | 11月末          | 3月末         |
| ①学用品費  | 全学年                                       | 申請月から支給                 | 11,520円  | 22,510円          | ○<br>4~6月分 | ○<br>7~10月分   | ○<br>11~3月分 |
| ②通学用品費   | 小1・中1以外                                   | 申請月から支給                 | 2,250円   | 2,250円           | ○<br>4~6月分 | ○<br>7~10月分   | ○<br>11~3月分 |
| ③新入学用品費  | 小1  | 4月申請者のみ                 | 50,600円  |                  | ○<br>一括支給  |               |             |
| ④新入学準備費  | 小6  | 3月まで受給資格がある方            | 57,400円  |                  |            |               | ○<br>一括支給   |
| ⑤修学旅行費   | 修学旅行参加者                                   | 修学旅行実施月までに申請した方         | 21,670円<br>(上限)  | 60,300円<br>(上限)  | ○<br>一括支給  |               |             |
| ⑥校外活動費(宿泊なし)<br>・宿泊しない校外活動の負担金   | 全学年参加者                                    | 4月申請で1回以上参加し、3月まで認定のある方 | 1,580円   | 2,290円           |            |               | ○<br>一括支給   |
| ⑦校外活動費(宿泊あり)<br>・宿泊する校外活動の負担金  | 全学年参加者                                    | 申請月から支給                 | 3,650円<br>(上限)   | 6,150円<br>(上限)   |            | ○<br>一括支給     |             |
| ⑧学校給食費   | 全学年                                       | 申請月から支給                 | 負担額  | 負担額              | ○<br>4~6月分 | ○<br>7・9・10月分 | ○<br>11~3月分 |
| ⑨通学費<br>・小学校4km以上、中学校6km以上の場合の旅客運賃<br>・特別支援学級在籍者は距離不問<br>・区域外、指定校変更等は対象外 | 全学年対象者                                    | 申請月から支給                 | 39,620円<br>(限度額)   | 80,070円<br>(限度額) |            | ○<br>4~7・9月分  | ○<br>10~3月分 |
| ⑩眼鏡購入費等<br>・検眼料、眼鏡の購入費   | 学校で行う春の定期健診の結果、裸眼及び矯正視力の両眼ともに0.6以下と診断された方 |                         | 検眼料 被保険者一部負担金額を援助<br>眼鏡購入費 現物給付（税込18,000円を上限）<br>別途申し込みが必要です。購入前に学校へお申し込みください。 |                  |            |               |             |

# 記入例

- 修正液は使えません。間違えた場合は二重線と訂正印で直してください。
- 使用する印は全て同じものを使用してください。スタンプ印は使えません。
- 記入後に裏面のチェックリストでご確認ください。

|   |  |                 |             |                 |             |                              |  |
|---|--|-----------------|-------------|-----------------|-------------|------------------------------|--|
| 申請者<br>(保護者)  | 住所   | 小田原市荻窪300番地     |             | 日               | 昭和55年5月5日   |                              |  |
|   | フリガナ   | オダワラ タロウ        |             | 勤務元             | 職業          |                              |  |
|   | 氏名   | 小田原 太郎          |             | 小田原商事(株)        | 会社員         |                              |  |
|   | 電話番号   | 0465-00-0000    |             | 2年4月10日         |             |                              |  |
| 世帯<br>の<br>状<br>況   | 小中学生の氏名  | 申請者から見た続柄       | 生年月日        | 学校名             | 学年・組        | 教育<br>委員<br>会<br>使<br>用<br>欄 |  |
|   | フリガナ オダワラ イチロウ   | 子               | 平成22年 5月 5日 | おだわら 小学校<br>中学校 | 4-1         |                              |  |
|   | 小田原 一郎   |                 |             |                 |             |                              |  |
|   | フリガナ オダワラ ジロウ  | 子               | 平成25年 5月 5日 | おだわら 小学校<br>中学校 | 1-3         |                              |  |
|   | 小田原 次郎   |                 |             |                 |             |                              |  |
|   | フリガナ   | 小中学校に通っている方の氏名等 |             |                 |             |                              |  |
|   | フリガナ   |                 | 年 月 日       | 小学校<br>中学校      | -           |                              |  |
|   | その他家族の氏名   | 申請者から見た続柄       | 生年月日        | 勤務先または学校名       | 職業<br>または学年 |                              |  |
|   | フリガナ オダワラ ウメコ  | 妻               | 昭和55年 6月 6日 | 荻窪ストア           | パート         |                              |  |
|   | 小田原 梅子   |                 |             |                 |             |                              |  |
| フリガナ オダワラ イクオ   | 申請者以外の世帯員の氏名等  |                 |             |                 |             |                              |  |
| 小田原 育夫  |  |                 |             | 無職              |             |                              |  |
| フリガナ オダワラ キョウコ  | 子  | 平成16年 7月 7日     | 荻窪高校        | 1年              |             |                              |  |
| 小田原 教子  |  |                 |             |                 |             |                              |  |
| 住居形態  | <input checked="" type="checkbox"/> 持ち家(本人・家族)、 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅(民営住宅、社宅、公営住宅)、 <input type="checkbox"/> その他( )                       |                 |             |                 |             |                              |  |
| 健康保険証   | <input type="checkbox"/> 国民健康保険、 <input type="checkbox"/> 日雇労働者健康保険、 <input checked="" type="checkbox"/> その他社会保険、 <input type="checkbox"/> なし(未加入) |                 |             |                 |             |                              |  |
| 去年及び今年状況 該当する番号に○を付けてください<br>1 生活保護が停止または廃止された(R . . . 停止・廃止)      5 国民年金の掛金の減免の扱いを受けた<br>2 市民税の非課税または減免の扱いを受けた      6 国民健康保険の保険料の減免の扱いを受けた<br>※3~8は必ず証明資料を付けてください      7 児童扶養手当が支給された<br>3 個人事業税の減免の扱いを受けた      (児童手当、ひとり親家庭等医療費助成ではありません)<br>4 固定資産税の減免の扱いを受けた(新築による減免を除く)      8 生活福祉資金の貸付を受けた |  |                 |             |                 |             |                              |  |
| ⑨ その他<br>具体的な申請理由(1~8に該当しない場合は必ず記入してください)<br>(例) 経済的に苦しいため 等<br><br>子どもが多く経済的に苦しいため   |  |                 |             |                 | 収<br>受<br>印 | 受付番号                         |  |

## 令和2年度 口座振替依頼書 兼 就学援助費の代理受領に係る委任状

|   |                       |                                     |                            |
|---|-----------------------|-------------------------------------|----------------------------|
| 小田原市会計管理者 様   |                       | 令和 2 年 4 月 10 日                     |                            |
| 小田原市教育委員会 御中  |                       | 住所 小田原市荻窪300番地                      |                            |
| 認定された場合、振込みください。<br>なお、学校への支払金の内、学校給食費等の就学援助対象費目に未納が生じた場合は私が支払いを受ける就学援助費を未納金に充てることに同意し、就学援助費の受領に係る一切の権限を在籍校長に委任いたします。 |                       | 申請者の住所氏名と同一<br>氏名(申請者住所と同一人) 小田原 太郎 |                            |
| 振込先   | 金融機関名                 | しやくしよ 銀行 普通・組合 農業協同組合               | 荻窪 支店 本館 出張所               |
|   | 預金種別                  | 普通・当座                               | 口座番号 (7ケタ数字) 1 2 3 4 5 6 7 |
|   | 口座名義(カタカナ記入) ※申請者と同一人 | オダワラ タロウ                            |                            |

## 小田原市就学援助費交付申請書記入チェックリスト

- ボールペンで記入した。(鉛筆、消せるボールペンで記入していない)
- 訂正箇所は2重線を引いて訂正印を押した。(修正液等は使っていない)
- 2か所に同じ印鑑で押印した。(シャチハタなどのスタンプ印でない)
- 生計が同一の世帯員を記入した。

家計など食費・光熱費などを支払っているまとまりで、例えば、祖父母と同居はしているが、家計は別々であるという場合には生計が同一でないため、申請書に記載は不要となります。  
別居していても生活費、学資金、療養費などを常に送金している、又は勤務や修学等の余暇には起居を共にしている場合は生計を一にしているといえます。

- 上段の申請者名と下段の口座振替依頼書は同じ氏名を記入した。
- 証明資料のコピーを添付した。(該当者のみ)
- 正しい銀行口座を記入した。

お子様の銀行口座番号を誤って記載する例が発生しています。  
ゆうちょ銀行の支店名に開設した郵便局名を記載する誤りが発生しています。  
ゆうちょ銀行の支店名は「〇八二店」などの漢数字です。

- 18歳以上の世帯員はすべて市県民税の所得申告を行った。

無職や配偶者が扶養控除を申告していない場合なども全員分の申告が必要です。  
会社員の場合で会社が申告している場合は不要です。